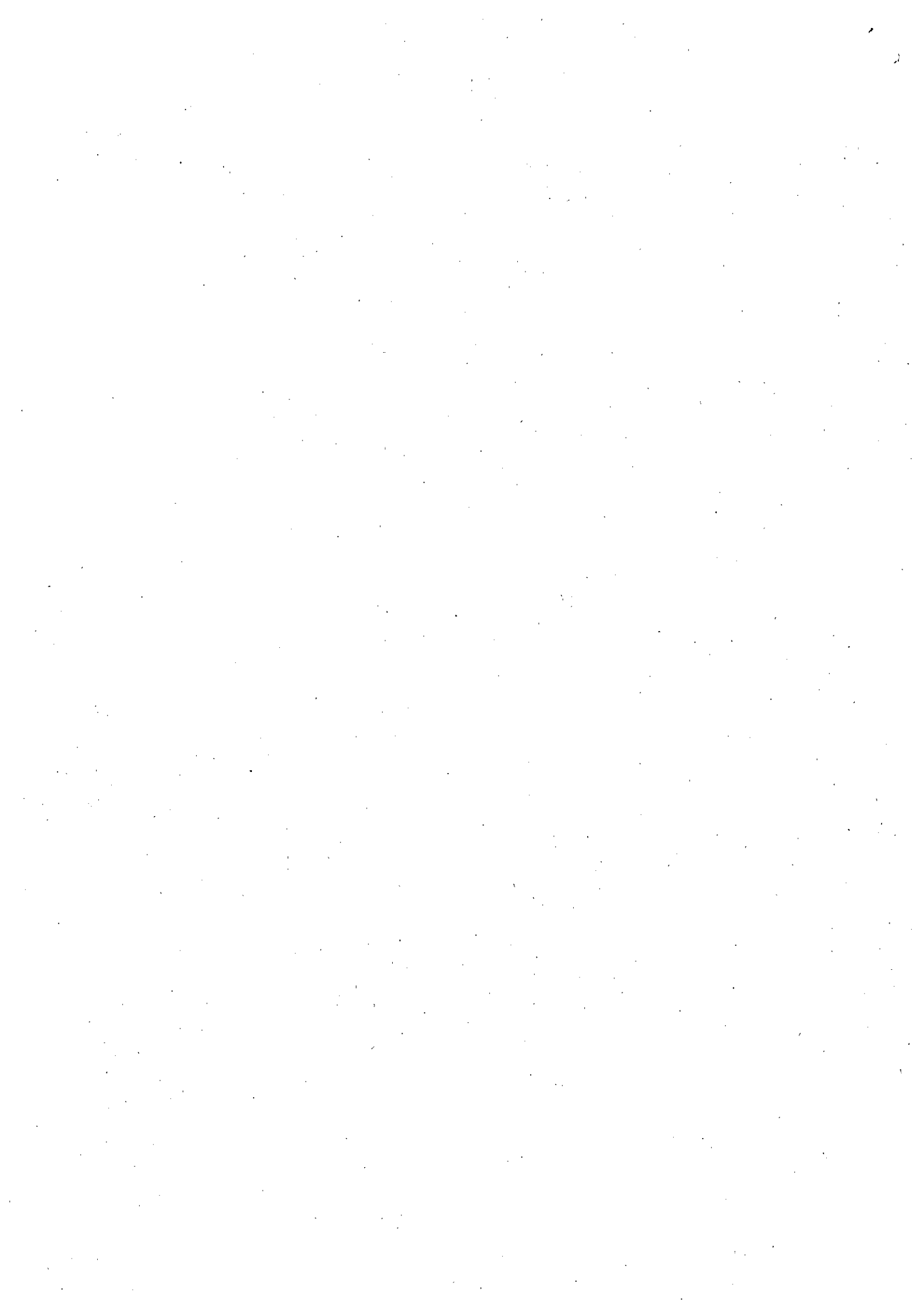


所管事項調査に係る資料

目次

今後予定されている条例改正について（報告）	ページ
1 長崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例……	1
<b>参考資料</b> 地域型保育事業の概要……………	2



## 今後予定されている条例改正について（報告）

### 1 長崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

#### (1) 条例の趣旨

児童福祉法に規定する家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業（以下「家庭的保育事業等」という。）について、本市の家庭的保育事業等における施設の面積等に関する設備及び保育所等の連携施設、従事する職員、保育時間等に関する運営の基準を定めるもの。

#### (2) 改正理由

市町村は、家庭的保育事業等の設備及び運営については、国が定める「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）」（以下「省令」という。）に基づき、条例で基準を定めなければならないとされている。

「子ども・子育て支援新制度施行後 5 年の見直しに係る対応方針（令和元年 12 月 10 日子ども・子育て会議）」において、「さまざまな対応策の活用により引き続き教育・保育の提供を受けることができる場合には、地域型保育事業所卒園後の受入先確保のための連携施設の確保は不要とすべきとされ、加えて保護者の疾患や障害等により養育を受けることが困難な乳幼児に対する居宅訪問型保育の実施が可能であることを明確化すべき」とされたことを受け、省令の一部が(3)のとおり改正される予定である。

当該改正内容は従うべき基準であるため、「長崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年長崎市条例第 42 号）」も同様に改正するもの。

#### (3) 改正の内容

##### ア 家庭的保育事業者等における連携施設の確保の要否

家庭的保育事業者等について、さまざまな対応策の活用により引き続き教育・保育の提供を受けることができる場合は、卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保を不要とする。

##### イ 居宅訪問型保育の実施要件の明確化

保護者の疾患や障害等により養育を受けることが困難な乳幼児に対する居宅訪問型保育の実施が可能であることを明確化する。

##### ウ その他所要の規定の整備

#### (4) 施行期日 令和 2 年 4 月 1 日

#### (5) 関係法令 「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」

（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）

- ア パブリックコメント 令和 2 年 1 月 29 日～2 月 27 日まで実施
- イ 省令の公布 令和 2 年 3 月下旬（予定）
- ウ 省令の施行期日 令和 2 年 4 月 1 日（予定）

## 地域型保育事業の概要

新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費に加え、以下の保育を市町村による認可事業(地域型保育事業)として、児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとしています。

### ■4つの事業類型

- 利用者は、次の4つの類型の中から事業を選択することができます。
- 都市部では、認定こども園等を連携施設として、小規模保育等を増やすことによって待機児童の解消を図り、人口減少地域では、隣接自治体の認定こども園等と連携しながら、小規模保育等の拠点によって地域の子育て支援機能を維持・確保することを目指します。

#### 小規模 保育事業



事業主体 市町村、民間事業者等

保育実施場所等 保育者の居宅、その他の場所、施設

認可定員 6~19人

#### 家庭的 保育事業



事業主体 市町村、民間事業者等

保育実施場所等 保育者の居宅、その他の場所、施設

認可定員 1~5人

#### 事業所内 保育事業



事業主体 事業主等

保育実施場所等 事業所の従業員の子ども+  
地域の保育を必要とする子ども(地域枠)

#### 居宅訪問型 保育事業



事業主体 市町村、民間事業者等

保育実施場所等 保育を必要とする子どもの居宅